

平成28年度

財政援助団体等監査結果報告書

(平成28年度対象)

八戸市監査委員

(平. 29. 5)

八 監 第 9 号
平成 29 年 5 月 12 日

八戸市長
小 林 眞 様
八戸市議会議長
立 花 敬 之 様

八戸市監査委員 早 狩 博 規

八戸市監査委員 小 原 隆 平

八戸市監査委員 大 館 恒 夫

財政援助団体等監査の結果報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき、平成 28 年度財政援助団体等監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、その結果を報告します。

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| ○ 財政援助団体等監査結果報告 | |
| 1 監査実施日 ----- | 1 |
| 2 監査の対象 ----- | 1 |
| 3 監査の範囲 ----- | 1 |
| 4 監査執行者 ----- | 1 |
| 5 監査の方法 ----- | 2 |
| 6 監査の結果 ----- | 2 |
| 財政援助団体 | |
| 八戸国際交流協会 ----- | 3 |
| 八戸地区連合防犯協会 ----- | 5 |
| 出資団体 | |
| 公益財団法人 八戸地域高度技術振興センター ----- | 7 |
| 公の施設の指定管理者 | |
| 三八五交通 株式会社 ----- | 9 |
| 清掃テクノ・東北産業グループ ----- | 11 |

1 監査実施日

平成 29 年 1 月 23 日から平成 29 年 2 月 15 日まで

2 監査の対象

(1) 財政援助団体

| 団体名 | 所管課 |
|------------------------------------|----------|
| 八戸国際交流協会 (補助金名：八戸国際交流協会補助金) | 市民連携推進課 |
| 八戸地区連合防犯協会 (補助金名：八戸地区連合防犯協会補助金) | くらし交通安全課 |

(2) 出資団体

| 団体名 | 所管課 |
|-----------------------|-----|
| 公益財団法人 八戸地域高度技術振興センター | 商工課 |

(3) 公の施設の指定管理者

| 団体名 | 所管課 |
|------------------------------------|-------|
| 三八五交通 株式会社 (指定管理施設：八戸市更上閣) | 福祉政策課 |
| 清掃テクノ・東北産業グループ (指定管理施設：八戸市営住宅等) | 建築住宅課 |

3 監査の範囲

平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 1 月 23 日）

4 監査執行者

監査委員 早狩博規
監査委員 小原隆平
監査委員 大館恒夫

なお、監査委員 大館恒夫は、当該年度において八戸地区連合防犯協会の監事職にあったため、当該団体に係る監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により除斥した。

5 監査の方法

当該団体において執行された財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正かつ効率的に行われているか、また、所管課においては、当該補助金及び公の施設の指定管理に係る事務の執行及び指揮監督が適切に行われているか否かを主眼として、次のとおり実施した。

- (1) 事前に提出された監査資料に基づき、各対象ごとに諸帳簿・書類等の試査・照合等、事務局職員による予備監査を行った。
- (2) 監査委員出席のもと、当該団体及び所管課の職員から事務事業の執行状況について説明を受け、質疑応答形式により実施した。

6 監査の結果

財務に関する事務についての監査の結果は、適正に執行されていると認められた。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上、留意すべき軽微な事項については、関係職員に対し指摘し、改善すべき事項については、各課長に対し文書で指導したので記述は省略した。

財政援助団体

八戸国際交流協会

補助金名 八戸国際交流協会補助金
所 管 課 市民連携推進課

1 概 要

(1) 設立及び目的

この協会は、国際交流事業を通じて、国際社会の相互理解の増進と国際親善への貢献をするとともに、八戸地域の国際化を図り、もって新たな地域づくりに寄与することを目的として、平成8年2月に設立され、主に次の事業を行うこととしている。

- ア 国際交流に関する事業の企画及び推進
- イ 国際交流に関する情報の収集及び提供
- ウ 国際交流関係団体の連絡及び調整
- エ 国際交流事業への協力
- オ その他、目的を達成するために必要な事業

(2) 組 織

役員及び事務局は次のとおりである。

役 員

| | |
|-------|-----|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 2名 |
| 理 事 | 16名 |
| 監 事 | 2名 |
| 顧 問 | 6名 |

事務局

| | |
|-------|----|
| 事務局長 | 1名 |
| 事務局次長 | 1名 |
| 事務局員 | 3名 |

2 事業内容

平成28年度は、次の事業を実施している。

(1) 異文化理解事業

(ハロウィンツアー、異文化理解イベント「アメリカの料理作り」、在住外国人向けイベント「ジャパン・デー・イン・八戸」、ホフストラ大学学生ホームステイ受入、第6回国際交流フェスタ in はちのへ)

(2) 交流事業 (外国語講座)

(初級外国語講座、トラベル英会話講座、トラベル中国語講座)

(3) 在住外国人支援事業

(日本語講座運営、外国語情報提供及び外国人相談窓口の実施、国際交流ボランティアバンクの運営並びにボランティア活動支援、外国人のための防災教室、外国人協力員登録事業)

(4) 通訳・ガイド支援事業

(米軍三沢基地新規赴任者八戸ツアー、公共施設等英語ガイド、八戸三社大祭外国人案内ブース設置、種差海岸英語ガイド)

(5) 調査広報事業

(機関紙「りんぐりんぐ」発行、ホームページによる広報)

(6) 友好都市交流事業

(7) 姉妹都市交流事業

3 予算状況

平成 28 年度における予算は、次のとおりである。

収入予算額 3,648,000 円 (うち八戸市補助金 1,100,000 円)

支出予算額 3,648,000 円

収支差額 0 円

4 監査項目

(1) 対象団体

- | | |
|------------|-------------|
| ア 有価物等管理事務 | 通帳、切手 |
| イ 収入事務 | 収入事務等に関する書類 |
| ウ 支出事務 | 支出事務等に関する書類 |

(2) 所管課

- | | |
|--------|--------------|
| ア 支出事務 | 補助金の支出に関する書類 |
|--------|--------------|

5 監査の結果

財政援助団体の監査項目の関係書類等及び所管課の当該補助金に関する書類等を調査した結果、事務処理等は、適正に執行されていると認められた。

八戸地区連合防犯協会

補助金名 八戸地区連合防犯協会補助金

所管課 暮らし交通安全課

1 概要

(1) 設立及び目的

この協会は、八戸警察署管内に結成されている防犯協会を連合して地域安全活動を行い、犯罪のない明るい住みよい社会の建設を理想とし、会員相互の親睦と福利を図るとともに、他の関係機関、団体と協力し、地域安全活動を推進することを目的として、昭和 29 年 7 月に設立され、主に次の事業を行うこととしている。

ア 地域安全思想の普及宣伝

イ 青少年の非行防止及び有害環境の浄化活動の推進

ウ 防犯施設の拡充強化

エ 各種防犯団体が行う地域安全活動の協力援助

オ 防犯功労者、防犯功労団体その他この協会の目的達成に功労があった個人及び団体に対する表彰

カ 各種防犯団体相互の連絡調整及び指導

キ 防犯犠牲者に対する救援

ク 防犯指導隊、防犯連絡所、防犯女性部等の活動援助

ケ その他この協会の目的を達成するため必要な事業

(2) 組織

役員及び事務局は次のとおりである。

役員

会長 1 名

副会長 4 名

監事 3 名

常任理事 39 名

理事 33 名

事務局

事務局長 1 名

事務局員 7 名（うち 1 名専従職員）

2 事業内容

平成 28 年度は、次の事業を実施している。

(1) 地域安全活動（安全・安心まちづくり旬間、地域安全の日）

(2) 防犯ポスター・防犯作文の募集

(3) 少年防犯弁論大会、少年防犯剣道大会

(4) 防犯指導隊幹部研修会、合同防犯研修会、防犯連絡所研修会

- (5) 八戸花火大会防犯指導
- (6) 年末年始特別警戒
- (7) 振り込め詐欺の被害防止の広報啓発活動・警戒活動

3 予算状況

平成 28 年度における予算は、次のとおりである。

| | |
|-------|------------------------------------|
| 収入予算額 | 6,738,231 円 (うち八戸市補助金 3,740,600 円) |
| 支出予算額 | 6,738,231 円 |
| 収支差額 | 0 円 |

4 監査項目

(1) 対象団体

| | |
|------------|-------------|
| ア 有価物等管理事務 | 通帳、切手 |
| イ 収入事務 | 収入事務等に関する書類 |
| ウ 支出事務 | 支出事務等に関する書類 |

(2) 所管課

| | |
|--------|--------------|
| ア 支出事務 | 補助金の支出に関する書類 |
|--------|--------------|

5 監査の結果

財政援助団体の監査項目の関係書類等及び所管課の当該補助金に関する書類等を調査した結果、事務処理等は、適正に執行されていると認められた。

出資団体

公益財団法人 八戸地域高度技術振興センター

所管課 商工課

1 概 要

(1) 設立及び目的

この法人は、高度技術に立脚した工業開発を促進することにより、八戸地域高度技術産業都市の形成を図り、もって県内産業の発展と活力ある地域社会の建設に寄与することを目的として、昭和 60 年 11 月に設立され、主に次の事業を行うこととしている。

- ア 企業が高度技術の開発を行い、又は高度技術を製品の開発に利用するため必要とする資金の借りに係る債務保証
- イ 企業が高度技術の開発を行い、又は高度技術を製品の開発に利用するため必要とする資金の低利融資
- ウ 地域の産業振興に必要な技術及び技能等又はこれらの活用に関する研修等を通じた人材育成支援
- エ 地域の産業振興の促進に必要な施設、設備又はこれらの活用方法に関する企業の立地条件の整備に係る調査研究
- オ 地域の産業振興を促進させる産学官交流の支援
- カ 企業が研究開発及び技術開発等のため必要とする資金の助成
- キ 企業又は大学等研究機関に対する地域の産業振興に係る重要課題の研究委託
- ク 地域の産業振興に資する技術等に関する情報の提供
- ケ 地域の産業振興の促進に必要な支援施設等の建設、賃貸及び管理運営
- コ 地場企業の新たなビジネス展開、地域における新規産業の創出等を支援するためのコーディネート
- サ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(2) 組 織

役員及び事務局は次のとおりである。

役 員

| | |
|-----------|-------------------------|
| 理 事 長 | 1 名 |
| 副理事長 | 1 名 |
| 専務理事兼事務局長 | 1 名 |
| 理 事 | 14 名（理事長、副理事長及び専務理事を含む） |
| 監 事 | 2 名 |

事務局

| | |
|------------|------|
| （専務理事兼事務局長 | 1 名） |
| 次 長 | 1 名 |
| 主 査 | 1 名 |
| 事務局員 | 2 名 |

2 事業の実施状況

(1) 人材育成支援事業

- ア 技術人材養成講座の開催（CAD/CAM講座、HCアカデミー、経営ビジネスセミナー、学生・生徒のものづくり企業訪問ツアー）
- イ 人材教育用教材の貸出業務
- ウ 高度技術の習得・人材の育成に関する講演会、セミナー、研修会等の開催

(2) 連携支援事業

- ア 企業視察会の開催
- イ 大学・高専等連携事業
- ウ 連携促進・コーディネート支援事業

(3) 研究開発支援事業

- ア 技術人材研修助成事業
- イ 研究開発資金助成事業

(4) 情報提供事業

- ア 情報誌「てくのろじい・AKROS」の発行
- イ 産業技術情報提供サービス（JDreamⅢ）の提供

3 出捐金額等

- (1) 出 捐 金 額 326,757,000円
- (2) 当市の出捐比率 61.04%
- (3) 出 捐 年 月 日 昭和60年11月30日

4 監査項目

対象団体

- (1) 有価物等管理事務 通帳、切手
- (2) 収入事務 収入事務等に関する書類
- (3) 支出事務 支出事務等に関する書類

5 監査の結果

出資団体の監査項目の関係書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

公の施設の指定管理者

三八五交通 株式会社

指定管理施設 八戸市更上閣
所 管 課 福祉政策課

1 概 要

(1) 施設概要

八戸市更上閣

ア 所在地 八戸市大字本徒士町5-4
イ 建築 明治30年頃（大正8年頃増改築）
ウ 建築面積 501.27 m²
エ 敷地面積 3,767.05 m²
オ 建物構造 木造2階建
カ 施設内容 大広間（35畳）、会議室（18畳）、1号室（8畳）、2号室（8畳）、3号室（8畳）

(2) 指定管理内容及び期間

ア 地方自治法第244条の2第3項及び八戸市立集会場条例の規定に基づき、八戸市と相互に協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

- (ア) 指定管理施設の使用の許可に関する業務
- (イ) 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務
- (ウ) 指定管理施設の管理業務に付随して必要となる付帯業務
- (エ) その他市が必要と認める業務

イ 指定管理施設の管理を行う期間は平成26年4月1日から平成31年3月31日までとしている。

(3) 管理運営体制組織

管理運営体制は次のとおりである。

| | |
|-----------------|----|
| 総括責任者 | 1名 |
| 安全対策責任者 | 1名 |
| 安全対策担当 | 1名 |
| 安全対策担当兼個人情報保護担当 | 1名 |
| 管理人 | 2名 |
| 事務員 | 2名 |

2 指定管理料

平成28年度における指定管理料は、次のとおりである。

指定管理料年額 6,555,000 円

3 監査項目

(1) 対象団体

- | | |
|------------|-------------|
| ア 有価物等管理事務 | 通帳、切手 |
| イ 収入事務 | 収入事務等に関する書類 |
| ウ 支出事務 | 支出事務等に関する書類 |

(2) 所管課

- | | |
|--------|-----------------|
| ア 収入事務 | 使用料等の収入に関する書類 |
| イ 支出事務 | 指定管理料等の支出に関する書類 |
| ウ 契約事務 | 指定管理に関する協定書関係 |

4 監査の結果

公の施設の指定管理の監査項目の関係書類等及び所管課の指定管理に関する書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。

清掃テクノ・東北産業グループ

指定管理施設 八戸市営住宅等
所 管 課 建築住宅課

1 概 要

(1) 対象施設

ア 市営住宅（改良市営住宅を除く）（30 施設）

油久保、新井田道、八幡、根城、吹上、多賀台、松野、白銀台、是川、緑ヶ丘、大久保、河原木、松園町、岬台、八重坂、日計、新丁下、坂ノ上、三島、類家南、石手洗、旭ヶ丘、白山台ヒルズ、市野沢、松内場、中央、築畑、グリーンタウン、番町ヒルズ、白銀いかずち

イ 改良市営住宅（7 施設）

熊野堂、居合、西道、緑ヶ丘、松園町、八重坂、田端

ウ 地域特別賃貸住宅（1 施設） グリーンタウン A 型

エ 特定公共賃貸住宅（1 施設） グリーンタウン

オ 若者定住促進賃貸住宅（1 施設） 若者定住促進賃貸住宅

(2) 指定管理内容及び期間

ア 地方自治法第 244 条の 2 第 3 項、八戸市営住宅条例、八戸市地域特別賃貸住宅条例、八戸市特定公共賃貸住宅条例、八戸市若者定住促進賃貸住宅条例の規定に基づき、八戸市と協力し、指定管理施設の管理業務を適正かつ円滑に行うことを目的として、主に次の業務を行うこととしている。

(ア) 指定管理施設の入居及び退去に関する業務

(イ) 指定管理施設の施設、設備等の維持管理に関する業務

(ウ) その他市が必要と認める業務

イ 指定管理施設の管理を行う期間は平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとしている。

(3) 管理運営体制組織

管理運営体制は次のとおりである。

| | |
|-----------------|-----|
| 総括管理責任者 | 1 名 |
| 統括管理責任者兼事務担当責任者 | 1 名 |
| 内部監査責任者 | 1 名 |
| 設備担当責任者 | 1 名 |
| 経理担当責任者 | 1 名 |
| 巡回管理・修繕担当者 | 1 名 |
| 事務担当者 | 2 名 |
| 給付勸奨業務担当者 | 1 名 |

2 指定管理料

平成 28 年度における指定管理料は、次のとおりである。

指定管理料年額 104,206,068 円

3 監査項目

(1) 対象団体

| | |
|------------|-------------|
| ア 現金取扱事務 | つり銭 |
| イ 有価物等管理事務 | 通帳 |
| ウ 収入事務 | 収入事務等に関する書類 |
| エ 支出事務 | 支出事務等に関する書類 |

(2) 所管課

| | |
|--------|-----------------|
| ア 支出事務 | 指定管理料等の支出に関する書類 |
| イ 契約事務 | 指定管理に関する協定書関係 |

4 監査の結果

公の施設の指定管理の監査項目の関係書類等及び所管課の指定管理に関する書類等を調査した結果、事務の処理及び書類の整備等は、適正に処理されていると認められた。